

在日韓国・朝鮮人の本名使用を促す一方策

そん ほん やん
宣 憲 洋

在日韓国・朝鮮人の通名使用

韓国語の「姓」という語には「絶対不変のもの」という内包的意味がある。じっさい、韓国人は日本統治時代の創氏改名に対し死をもって抗議した者もいたほど、姓を大事にした。

しかし現在、在日韓国人には通名を使う人が多い。「通名使用」は、社会生活上の緊張や摩擦を避けるための戦略とも言えようが、当の通名使用者にとっては、アイデンティティ喪失の危険性を強く持つものといわざるを得ない。この危険性は、とりわけ在日二・三・四世にとって大きい。

本稿では、なぜ在日韓国・朝鮮人が通名を名乗るのかを明らかにするとともに、本名使用を促す一方策を提案する。

通名使用者（学童）の割合

在日韓国・朝鮮人の通名使用者の割合については、徐龍達編『韓国・朝鮮人の現状と将来』（社会評論社、1987年）216ページに次の表がある。

〈表III-17〉 大阪市立御幸森小学校外国人児童本名状況調べ

年度	調査月	在籍全児童数	外国人児童数	本名使用全児童数
1980	4月初	581	390 (67%)	155 (39.7%)
1981	4月初	571	399 (70%)	159 (39.8%)
1982	4月初	542	383 (71%)	154 (40.2%)
1984	4月初	515	377 (73%)	145 (38.5%)

なお、同書によると、同校は「大阪市生野区（1943年設置）という在日韓国・朝鮮人の密集地区に存在する。生野区は市の東南部に位置し、東は東大阪市、北は近畿日本鉄道、西は国鉄環状線、南は国道25号線及び平野川を区界とする。人口密度、外国人登録人数ともに全市中第一位で、外国人登録人数のほとんどを在日韓国・朝鮮人が占める」とのことである。

このように同胞が多く、本名を比較的使用しやすい環境にあるにもかかわらず、本名使用児童の割合は全外国人児童数の半分にも満たない。

大阪府立外教調査（1994年実施）では本名使用は12%程度であり、1984年実施の神奈川県内在住外国人実態調査ではわずか8.4%しか本名を名乗っていない。

これらは比較的在日韓国・朝鮮人の多い地域であることを考えると、全国的本名使用状況はさらに低くなる。

在日韓国・朝鮮人はなぜ通名を使うのか

在日韓国・朝鮮人が通名を使用するようになったのは、日本による創氏改名の強制に起因する。

本国（韓国）においては1945年8月15日の解放後すぐ朝鮮名の門札が掲げられ、新聞報道記事においても本名が使われていた。法的にも、1946年に公布された朝鮮姓名復旧令（10月23日軍政令第122号）によって、いわゆる創氏改名制度が廃止されて本来の姓に復帰するようになった。

しかし、在日韓国人はいわゆる「蚊帳の外」で、日本式の名前を使い続けた人が多かった。

日本政府は昭和22年5月2日勅令第207号外国人登録令第11条で台湾人のうち内務大臣の定めるもの及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなすとし、在日韓国・朝鮮人に外国人登録を命じたが、1959年4月1日現在で韓国・朝鮮人の外国人登録人員総数607,533名のうち22,789名（3.8%）が日本式姓を本名として登録しており、197,148名（32%）が日本式通称名を併記している。（金英達、『創氏改名の研究』、未来社、1997年、116ページ～117ページ。）

つまり、35.8%の人が日本名を本名として、あるいは通称として登録したのである。この事実是在日韓国・朝鮮人にとって、日本の敗戦がかならずしも日本帝国主義の植民地支配からの解放を意味しなかったということを物語っている。

以上が在日韓国・朝鮮人が通名を使用するようになった歴史的原因であるが、これは決して現在も在日韓国・朝鮮人の多くが通名を使用している原因の全てではない。そのもっとも重大な要因として、日本社会における在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別があることは、改めて言うまでもない。

次の文は尼崎市が発行した『民族差別をなくすために』と題するリーフレット掲載の児童生徒の作文である。

「私は日本の高校の二年生、小学校の四年で自分が朝鮮人だと知った時から、自分の正体を隠し続け、毎日、本当に心の休まることはありませんでした。小学校六年の時に、『あいつは朝鮮人や』といわれ肝を冷やしたこともありました。自分の本名を堂々と名乗ることもできず、朝鮮に対する侮辱の言葉にも、半ば口をつむってしまう私。……

本名を名乗る、当然すぎることのようにですが、実は容易でないのが現実です。れっきとした本名があるのに、日本式の通名を使わなければ、実際、社会に受け入れられないような圧迫があるのです。……

この世に生まれて十五年。この日本で朝鮮人として生まれた一人として、今、何をすればいいのか。まだピンと来ない。これからも、就職、本名、結婚……と数え切れないほどのことを抱えて生きてゆかなければならない。日常の生活は日本人とまったく変わらない毎日を送っている。それでも、私たちに対して冷たい目で見える人がいる。そういう人たちに対して、私はどんな態度をとればいいのか。朝鮮人というだけで、人をイビッてみたり、話題にしてみたりして……そんなとき『なんでこんな目にあわなあかんねんやろ』と思う」（『民族差別をなくすために』、尼崎市、尼崎市秘書室広報課、1979年12月、23ページ～24ページ、下線引用者。）

まさにこの差別こそが、在日韓国・朝鮮人の通名使用の原因である。

本リーフレットは、「子供の心をも傷つける差別的な言葉は、何も一人の子供がしゃべったというだけのことではありません。

親や教師など大人たちの誤った認識による偏見が子供たちに影響を与えているのです。

それは、朝鮮人の子供の精神に暗い影を落とすだけでなく、日本人の子供の心をも同時にゆがめていくのです。

「私たちは、学校や職場や地域社会といった日常の場で、民族のちがいを認め、尊重して、対等な人間関係を築くことです。」と結んでいる。

しかし、通名使用には、在日韓国・朝鮮人の側の主体的問題もある。偏見や差別があれば、それに抵抗し立ち向かう運動も起こる。事実、日本全国各地で本名を使用する運動が繰り返されている。しかし、この運動が成功するためには、日本語の世界でのみ考えては無理がある。

次に、本名使用がなぜ日本語の中では難しいのか。さらに、どうすべきなのか、それらを検討してみよう。

豊田武は『苗字の歴史』（中公新書、1971年、175ページ）で、日本の有力な苗字として次の20を上げている。

すなわち「鈴木、佐藤、田中、山本、渡辺、渡部、高橋、小林、中村、伊藤、斉藤、加藤、山田、吉田、佐々木、井上、木村、松本、清水、林」がそれである。

これらの姓は文字数からこれを見ると、漢字二文字のもの18、三文字のもの1、一文字のもの1となっている。音節数を見ると4音節のものが9、3音節のものが11となっている。

視覚的に分かりやすいくするため、ローマ字書きすると、次のようになる。

suzuki, satou, tanaka, yamamoto, watanabe (wataribe), takahasi, kobayasi, nakamura, itou, saitou, katou, yamada, yosida, sasaki, inoue, kimura, matumoto, simizu, hayasi.

このように、日本語の語感としては姓あるいは苗字は漢字二文字、音節数で3ないし4のものが普通（最も多い）ということになる。

ところで、韓国人の場合は一文字の姓がもっとも多く、二字姓は8程度しかない。また、日本の一文字姓は金、今、神など一部を除くとほとんど訓読みとなっている。そのため、仮に姓に使われている漢字を日本語で音読をしても、韓国人の姓は日本語の姓として、「何かしっくりしない」語感になる。姓名とも音読した場合さらに一層落ち着かなくなる。

現在、在日韓国人の大多数は二・三世であり、彼らのほとんどは日本語を第一言語として育ち、日本の教育を受けている。彼らは日本語を話し、日本語で考える。ところが、その日本語の中で自分の姓は一字2音節であり、原音（韓国語の字音）で読まれるべきところ、日本の漢字音で音読みされる場合が多い。

在日韓国人の名前の読み方

「北九州市牧師、崔昌華（チョエ・チャンホア）は、NHKのニュース時間に『サイ・ショウカ』と、しきりに呼ばれたことに対して『自分の名前を正しく呼んでほしい』と幾度も訂正を求めたが、無視された。そこで当人は『人格権侵害である』と、訴訟へ持ち込むに至った。かれは、在日朝鮮人の人権問題に精進して注目を浴びていたし、また自己の名前の呼び方には格別に厳格であった。当人の、自分の名前呼称に対する訂正要求と「訴訟」の事情は次のとおりである。

1975年9月3日、北九州市小倉の韓国人牧師・崔昌華^{チョエ・チャンホア}（45歳）は、NHK北九州放送局の市川定夫放送部長を訪れて、抗議と訂正を要求した。

一 去る8月26日、「北九州市長に在日韓国、朝鮮人の人権に関する公開質問状」を提出したあと、記者会見をした際、自分の名前を『チョエ・チャンホア』と再三にわたって名のつたにもかかわらず、NHKは9月1日と2日のニュースで『サイ・ショウカ』と意図的に日本風の読み方をした—これは人権上の重大な誤りであるから訂正してほしい。そして今後、在日韓国人・朝鮮人に対して日本語読みで呼ばないでほしい。その氏名を正しく呼んでほしい。これは人権の尊重の出発点である。と述べて、強く抗議した。その記者会見の時から、自分の名の読み方を間違われまいと二度も念を入れて説明し、名刺の氏名の下にローマ字で発音を書いてあるからと、つけ加えていた。

この抗議と訂正要求に対して市川部長は、協会へ連絡をとったあと、次のように回答した（9月27日）。

—NHKでは『昭和23年10月から28年9月まで現地読みをしてきたが、発音の難しさがああり、すべて日本語の読み方にして現在に至っている。こんご前向きに検討するが、現段階では今まで通りにする』と。しかし崔氏は納得せず、『私の名前は崔（サイ）ではない、チョエである』と強く反発し、再度抗議した。が、市川部長は『放送の困難をきたす。訂正するとすれば全国的にするので、現段階では今まで通りにして行く』と同じことを答えた。ここに至って崔氏は「人格の象徴としての氏名が他人の都合で変更させられるような、基本的人格の侵害は許せない」と提訴に踏み切った。かくて、10月3日、日本放送協会（会長・小野吉朗）を相手どって、（人権侵害による損害賠償の請求）を福岡地裁小倉支部へ訴えた。（金一勉、『朝鮮人がなぜ「日本名」を名のるか』、三一書房、1978年、203ページ～204ページ。』

この裁判は最高裁まで争ったが、結局原告敗訴となった。

本名使用を進めるために

在日韓国・朝鮮人が自然に本名を名乗るためには、日本語の漢字の音読みではなく韓国語の中で韓国語（原音）で本名を使う経験をする事、つまり先生や友人に韓国語で名前を呼ばれ、またみずからもキンやボクではなくキムやパクなどと名乗る経験が不可欠であると考えられる。

そのような経験により本名が自分にとって少しも「よそよそしい」ものではなく、まさしく自分自身を現すものであることを確認した後は、日本語の環境の中であっても韓国語音で本名を名乗ることは、ごく自然なことと感じるようになるだろう。

参考文献

- 金英達、『創氏改名の研究』、未来社、1997年。
- 豊田武、『苗字の歴史』、中公新書、1971年。
- 吉留路樹、『日本人と朝鮮人』、エール出版社、1972年。
- 徐龍達、『韓国・朝鮮人の現状と将来』、社会評論社、1987年。
- 金敬得、『在日コリアンのアイデンティティと法的地位』、明石書店、1995年。
- 金一勉、『朝鮮人がなぜ「日本名」をなののか』、三一書房、1978年。
- 吉岡増雄他、『在日外国人と日本社会』、社会評論社、1984年。